

教育委員会定例会

日 時：令和元年6月27日（木）
午前9時25分～午前11時15分
場 所：教育委員会 大会議室

出席者：教育長 高橋 正 教育委員 早藤義則、小松泰子、貴田太史、西山清和

事務局及び出席者 菅沼学校教育課長、川崎教育指導担当課長、富士川社会教育課長
大滝図書館長、池谷美術館長、鈴木学校教育課副課長
鈴木非常勤指導主事

高橋教育長 皆さん、おはようございます。お忙しい中ご参集いただきまして、ありがとうございます。台風がまたこちらの方に来るといってございまして、明日の登校時間帯を注意しなければいけない状況でございます。ただいまの出席者は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより令和元年湯河原町教育委員会6月定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。会議録署名委員は、会議規則第35条の規定により、貴田委員、西山委員の2名を指名させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、非公開とする案件につきまして、お諮りいたします。案件の（1）議決事項 議案第14号 令和元年度要保護準要保護等児童生徒の認定についてでございます。これにつきましては、個人情報を含むものでございます。もう1点は、（2）協議事項 協議第9号 令和元年度町立美術館喫茶室イベント企画書（案）についてでございます。これも未確定の部分がございますので、この2件につきまして非公開としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、この2件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1項の規定により、非公開といたします。

議事録の承認

（1）令和元年5月教育委員会定例会議事録の承認について

高橋教育長 次に、議事録の承認に入ります。（1）令和元年5月教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明をお願いいたします。

鈴木学校教育課副課長 5月教育委員会定例会議事録をご覧ください。

※ 訂正箇所 なし

高橋教育長 説明が終わりました。議事録につきまして、質疑等はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、令和元年5月教育委員会定例会議事録については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、令和元年5月教育委員会定例会議事録については、承認されました。

案 件

（1）議決事項

議案第15号 湯河原町立学校組織規則の一部改正について

高橋教育長 それでは、案件に入らせていただきます。（1）議決事項 議案第15号 湯河原町立学校組織規則の一部改正について、事務局から提案理由をお願いいたします。

鈴木学校教育課副課長 議案第15号をお願いします。

（資料に基づいて、議案第15号 湯河原町立学校組織規則の一部改正について 説明）

・ 学校長が学校評議員を委嘱したときは、教育委員会に報告しなければならない

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第15号についてお諮りいたします。議案第15号については、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第16号 湯河原町立学校長に対する事務委任規則の制定について

高橋教育長 次に、議案第16号 湯河原町立学校長に対する事務委任規則の制定についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 議案第16号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第16号 湯河原町立学校長に対する事務委任規則の制定について 説明)

- ・教育長に委任された事務のうち、学校評議員の委嘱に関することに對し学校長へ事務の委任をするため

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第16号についてお諮りいたします。議案第16号については、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第17号 令和元年度吉浜小学校学校評議員の委嘱について

高橋教育長 次に、議案第17号 令和元年度吉浜小学校学校評議員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼学校教育課長 議案第17号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第17号 令和元年度吉浜小学校学校評議員の委嘱について 説明)

- ・湯河原町立学校組織規則第11条の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるもの

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第17号についてお諮りいたします。議案第17号については、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第18号 湯河原町立図書館宅配サービス実施要綱の制定について

高橋教育長 次に、議案第18号 湯河原町立図書館宅配サービス実施要綱の制定についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

大滝図書館長 議案第18号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第18号 湯河原町立図書館宅配サービス実施要綱の制定について 説明)

- ・来館することが困難な障がい者等に郵送等の手段により図書館資料を届け、又は回収する宅配サービスについて実施要綱を制定する

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

西山委員 非常にいい制度だと思います。2点お伺いいたします。第1条ですが、郵送等で行う

場合は、あくまでも本という形で、その他の資料については、図書館員が届けるという形ですか。

もう1点ですが、宅配サービスを受ける方の費用負担について。

大滝図書館 まず1点目ですが、集配に関しましては、郵送でも職員によりお届けする場合であっても、同じものという想定でございます。何々だからこちらの方法ということではなく、どちらの方法を選んでも、中身は同じでございます。中には、お届けできないような大型の本のような場合は、職員が届けるということが考えられます。

また、2点目の費用負担についてですが、第10条にございますように、図書館が負担するというので、利用者の費用負担はございません。

高橋教育長 他にございますか。

小松委員 第2条の「本人及び本人と同居する家族が図書館に来館して利用することが困難な者」とあります。私の母も最期の方は寝たきりだったんですが、家族に対して、面倒をかけてはいけないということで、すごく気を遣いました。そうすると、本人と同居する家族が図書館に来ることができる場合は、この制度を利用できないとなると、家族に気兼ねする方は、せっかくいい制度なのに、利用できなくなってしまうので、もしできれば、この要綱は外していただくと、より障がい者の方の利益につながるのではないかと思います。

大滝図書館長 今回、こちらの要綱を議案として出させていただきましたが、どのぐらいの利用数があるのかというのは、正直言って、少し読めないところがあります。その中で、たとえばこのやり方でやらせていただいた場合、いろいろな声があるかと思いますが、そういうものをお聞きして、逐次いい方向へ改善させていただきたいと思います。そういうこともありまして、基本的には、誰か家族が手伝える状態であれば、今回はごめんなさいという形で、こちらに書いてあるように、誰も行かれないという状態の方をまずはお救いするというか、対象とさせていただきますと考えております。

高橋教育長 確かにそういう問題もありますが、初めての事業ですので、試行錯誤しながら、できれば家族の方に来ていただいて、その中でコミュニケーションを図っていただくのが一番いいのかなと思います。スタートですので、利用者の方のご意見を伺いたいと思います。

早藤委員 6条の申し込みについてですが、申し込み方法が郵送、メール、ファックスの3つになっています。これはなぜ電話が入っていないんですか。ご高齢の方ですと、ファックスがきちんと来ないとか、裏表が逆になったり、非常に難しいことがあります。ましてメールも同じだと思います。じゃあ郵送ならいいかというのと、郵便局まで持っていかなければいけない。それだけのことができれば、図書館まで来ると思います。ですから、なぜ電話を入れないのかということです。

大滝図書館長 まず、紙媒体で申し込んでいただきたいということが1点です。それから、代理の方が図書館へ提出することが可能とさせていただきましたので、電話ですと、ご本人の確認がなかなかできないということ、基本的には書式で出させていただきたいということで、電話は省かせていただきました。

早藤委員 代理の方が来られるんだったら、小松委員がおっしゃったように、家族がいて、図書館まで来られる人には、もうこれを利用する権利がなくなります。申し込みの時点で申し込みに来る人がいるということは、ほとんどその権利のある人ではないはずで、だから、これはちょっとおかしいと思います。

確かに、役所としては書類の方がいいと思いますが、たとえば音声で録音できる機能があれば、それをきちんと取っておけば、こちらで手書きをして、さらにかけ直しして確認するというので、できるんじゃないですか。お金を貸すとか借りるとか、すごい金額の契約のものなら別ですけど、サービスとしてのものですから、そこまで厳しいものにして、利用者を初めから減らすようなことはしない方がいいんじゃないかと思います。私は、今回のこれを見るとそのように思いますが、いかがでしょうか。

大滝図書館長 代理の者と申し上げましたが、想定しておりましたのは、たとえば訪問介護のヘルパーさんなどに出してもらおうというようなことです。ですから、代理の者というのが、必ずしも身内の方という意味ではありませんでしたが、言葉が足りなかったと思います。電話につきましては、ご本人が確認できるということであれば、こちらから再確認するというので精度を高めるということで、電話での申し込みを加えさせていただきたいと思います。

高橋教育長 最初の登録は紙でやっていただくんですが、6条については、その後の本のリクエストのことですよね。ですから、それは電話でもできるんじゃないですか。

大滝図書館長 リクエストはできるんですが、これは最初の申し込みのことです。

高橋教育長 第4条の登録ではないんですか。

大滝図書館長 第4条の登録審査の件も想定して、紙でと考えております。

高橋教育長 第4条はわかるんですが、これはそう読めますか。

大滝図書館長 6条2項については、貸し出しの申し込みということ。それについては電話でも可能ということで、こちらで書き取って、紙に残すという形にしたいと思います。

高橋教育長 登録されたら、登録台帳をつくれればいいんですよ。そこに貸し出しの記録を載せればいいんですよ。

大滝図書館長 そういうものは残すつもりです。

高橋教育長 それは電話でも可能ですよ。

西山委員 登録を受けてから、次が貸し出しの業務になるんですよ。登録時に所在とかいろいろ確認ができていますから、貸し出しの受付のときには、改めてかきこまった形でなくても大丈夫ではないか。それがサービスになると思います。電話でもできるように、ぜひやっていただきたいといます。

高橋教育長 いかがですか。

早藤委員 第4条の「申請書が提出されたとき」とありますが、どういう方法で提出されると想定していますか。

大滝図書館長 想定といたしましては、6条の2と同じように、紙媒体若しくはファックス、メール、郵送を想定しておりました。

早藤委員 申請書ですが、この書式は全戸配布されるんですか。

大滝図書館長 周知をした中で、電話等で利用したいというお申し出をしていただきましたら、こちらで郵送若しくは届けるという形でお配りしたいと考えておりました。

早藤委員 つまり、申し込みをしたいということをやまず図書館に電話をして、それから申請書をお送りするということですね。その申請書の提出は、郵送または持参ということですね。

大滝図書館長 場合によっては、そもそも来られない方もあるということですから、第4条の申請書については、伺って回収するということもあり得るかなと考えております。

早藤委員 電話が来れば、郵送して書いてもらって、自宅訪問して聞き取りしたり、持参された方に聞き取りをして、さらに精度を高めるということですか。

大滝図書館長 あまり立ち入ったことは聞けないと思いますが、要綱に該当するかどうか、申請していただいたとき、あるいはお会いしたときに、ある程度のことをお聞きしたいと考えております。

高橋教育長 障害認定とかですね。

早藤委員 審査結果をいつごろ通知するとかは、文言などが決まっています、それを聞き取りのときにお伝えするんですか。

大滝図書館長 結果はなるべく早くしたいと考えております。概ね1週間程度時間をいただきたいと考えております。それ以上はかからないように処理したいと考えております。

早藤委員 1週間でも10日でもいいんですが、そういう文章があって、それをお渡しするんですか。そうしないと、言った言わないになると思いますよ。

大滝図書館長 申請に対しての許可ということですか。

早藤委員 許可書はいつ来ますよということを相手に伝えておかないと、申請したら、すぐOKだと思ってしまう人もいると思います。その辺も含めて、要綱が細かく書いてある割に、どうなのかなという気がするんですが。

大滝図書館長 第4条の申請に対しての結果通知は、書式が用意されております。これをもって、申請者にお答えする形になっております。ただ、何日以内ということはどうもないんですが、1週間程度のうちには返事をしたいと考えておりますので、口頭でお伝えすることは可能でございます。

高橋教育長 口頭ではなく、A4のチラシみたいなものをつくった方がいいと思います。

西山委員 申請書の下の方か。

高橋教育長 システムがわからないと困るんです。だから、登録して、次の段階に行ったら、電

話などでお申し出くださいというような、わかりやすいものをつくっていかないと。これは要綱ですから、そういうつもりですね。

大滝図書館長 そうです。周知の際には、概要的なそういうものを作成したいと思います。

高橋教育長 行政手続条例の関係もあるので、これが適用されるかどうかは難しいと思いますが、それにならった形で、7日以内とかやってください。他にございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第18号についてお諮りします。議案第18号については、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、一部修正し、可決されました。

(2) 協議事項

協議第7号 湯河原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について

高橋教育長 次に、(2) 協議事項に入らせていただきます。協議第7号 湯河原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

菅沼学校教育課長 協議第7号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第7号 湯河原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について 説明)

- ・令和元年10月1日から、保育園・幼稚園にかかる保育料が無償化されることに伴うもの

高橋教育長 これは町長部局の告示です。説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 協議第7号についてお諮りします。原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 原案のとおり承認されました。

協議第8号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について

高橋教育長 次に、協議第8号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について、事務局から説明をお願いします。

富士川社会教育課長 協議第8号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第8号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について 説明)

- ・事業の名称 DRUM!FUN!LIVE ドラムカフェ2019

高橋教育長 町にも出ているんですか。

富士川社会教育課長 町にも出ております。町、教育委員会、国際交流協会、FM熱海湯河原などに後援の協力をお願いしているということです。

高橋教育長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。町はどういう方向ですか。

富士川社会教育課長 まだ聞いておりません。

高橋教育長 その辺は調整していかないといけないですね。それでは、協議第8号についてお諮りします。原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 原案のとおり承認されました。

(3) 報告事項

① 令和元年度図書館夏季事業について

高橋教育長 次に、(3) 報告事項に入らせていただきます。① 令和元年度図書館夏季事業について、事務局から報告をお願いします。

大滝図書館長 資料1をお願いします。

(資料に基づいて、令和元年度図書館夏季事業について 報告)

- ・夏休みおはなし会、としょかんたんけん隊、一日図書館員、ねむれないほどこわーいおはなし会

高橋教育長 参加が減ってきている理由も確認しないといけないですね。

大滝図書館長 去年、すごく下がったのはよくわからないんですが、他の事業とぶつからないような形で、調整はしてみます。

高橋教育長 子どもたちの意見も聞いてください。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

② 令和元年度美術館夏季事業について

高橋教育長 次に、② 令和元年度美術館夏季事業について、事務局から報告をお願いします。

池谷美術館長 資料2をお願いします。

(資料に基づいて、令和元年度美術館夏季事業について 報告)

- ・7月20日～8月31日、

- ・講座「こどものための鑑賞教室」、平松礼二・湯河原十景完成記念イベント 等

高橋教育長 報告が終わりました。美術館は今年は大きなイベントがありますので、子どもたちに来てもらえるようにPRしてください。何かございますか。

委員 質問、意見等なし

③ 町立美術館 Museum café and garden 実績報告(2019年5月分)について

高橋教育長 次に、③ 町立美術館 Museum café and garden 実績報告(2019年5月分)について、事務局から報告をお願いします。

池谷美術館長 資料3をお願いします。

(資料に基づいて、町立美術館 Museum café and garden 実績報告(2019年5月分)について 報告)

- ・開催内容、開催期間、人数・売り上げ 等

高橋教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

④ 令和元年度社会教育課夏季事業について

高橋教育長 次に、④ 令和元年度社会教育課夏季事業について、事務局から報告をお願いします。

富士川社会教育課長 資料4をお願いします。

(資料に基づいて、令和元年度社会教育課夏季事業について 報告)

- ・海のプランクトン観察会、夏休み親子陶芸教室、夏季プール開放事業 等

高橋教育長 報告が終わりました。顕微鏡が足りないですか。

富士川社会教育課長 お借りしていますが、30人ぐらいが限界です。本年度は1回分の予算でございまして。人気があり、昨年度は38人の申し込み、一昨年度は35人の申し込みがありました。

高橋教育長 小学校には顕微鏡が結構ありましたよね。

富士川社会教育課長 福浦会館という場所の問題もあります。海の水をとって、その場で顕微鏡で見ますので。

早藤委員 顕微鏡は30台だけど、親子で1台ですよ。

富士川社会教育課長 顕微鏡は、親子で見てください。この教室をお願いしているしているディスカバブルーなどからお借りしています。

高橋教育長 小学校は、ここのところ毎年顕微鏡を入れていきますよね。

菅沼学校教育課長 補助をもらいながら、顕微鏡は買っています。

西山委員 遠藤貝類博物館のディスカバブルーの関係で、真鶴から顕微鏡セットを借りてくるので、恐らく町内の学校からは借りてないと思います。顕微鏡は非常に微妙な調整が必要で、海水を使ったりすると、そのあとの始末があり、遠藤貝類博物館の担当者がやってください

ます。学校が借りたものだと、素人では始末が難しいので、私が担当していたときは、お任せしていました。

高橋教育長 保護者が多いなら、なるべく希望に応じてあげたいから、検討してみてください。

西山委員 非常にいい講座ですよ。

早藤委員 遠藤先生がやってくたださるだけでも、大変なことだと思いますよ。

高橋教育長 また検討してみてください。子どもの参加が少ないのに、これは希望者が多いというの、興味があるということですよ。他にございますか。

委員 質問、意見等なし

⑤ 放課後児童健全育成事業の運營業務委託にかかる事業者選定結果について

高橋教育長 次に、⑤ 放課後児童健全育成事業の運營業務委託にかかる事業者選定結果について、事務局から報告をお願いします。

富士川社会教育課長 資料5をお願いします。

(資料に基づいて、放課後児童健全育成事業の運營業務委託にかかる事業者選定結果について 報告)

・学童保育所の現状、業務委託の目的、事業者選定の経緯

高橋教育長 報告が終わりました。いつからやるんですか。

富士川社会教育課長 いま契約を結ぼうという段階に入っています。10月1日から実施するものでございます。

高橋教育長 何か質疑はございますか。

早藤委員 このシダックスは、本社はどこにあるんですか。

高橋教育長 シダックスは以前はカラオケの会社でしたが、こういうものに業務転換しています。カラオケはほとんど撤退しているんじゃないでしょうか。

富士川社会教育課長 東京都調布市となっています。

高橋教育長 他にございますか。

委員 質問、意見等なし

⑥ 第30回少年少女砂の芸術大会について

高橋教育長 次に、⑥ 第30回少年少女砂の芸術大会について、事務局から報告をお願いします。

富士川社会教育課長 資料6をお願いします。

(資料に基づいて、第30回少年少女砂の芸術大会について 報告)

・30周年記念大会 ドローンで空撮したものでクリアファイル作成

高橋教育長 今年は30周年ということで、予算も大幅に付けていただきました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

⑦ 令和元年度三原市・湯河原町親善都市子ども交流推進事業について

高橋教育長 次に、⑦ 令和元年度三原市・湯河原町親善都市子ども交流推進事業についてを、事務局から報告をお願いします。

富士川社会教育課長 資料7をお願いします。

(資料に基づいて、令和元年度三原市・湯河原町親善都市子ども交流推進事業について 報告)

・今年度は三原市を訪問する 41名の申し込み

高橋教育長 報告が終わりました。抽選になるんですね。

富士川社会教育課長 予備くじを私が引いて、本くじを団長の東台福浦小学校の校長先生が引きます。

高橋教育長 何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

⑧ 令和元年度ポースティーブンス市中学生派遣事業について

高橋教育長 次に、⑧ 令和元年度ポートステイブンス市中学生派遣事業について、事務局から報告をお願いします。

富士川社会教育課長 資料8をお願いします。

(資料に基づいて、令和元年度ポートステイブンス市中学生派遣事業について 報告)

- ・8月4日～14日、男子3人、女子3人

高橋教育長 何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

⑨ 令和元年度湯河原町民レクリエーションの集い(案)について

高橋教育長 次に、⑧ 令和元年度湯河原町民レクリエーションの集い(案)について、事務局から報告をお願いします。

富士川社会教育課長 資料9をお願いします。

(資料に基づいて、令和元年度湯河原町民レクリエーションの集い(案)について 報告)

- ・令和元年10月13日(日)、中学校グラウンドにて

高橋教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

⑩ 弓道場整備事業について

高橋教育長 次に、⑩ 弓道場整備事業について、事務局から報告をお願いします。

富士川社会教育課長 資料10をお願いします。

(資料に基づいて、弓道場整備事業について 報告)

- ・湯河原町総合運動公園(ゆめ公園)内
- ・中学校跡地利活用に際し廃止となった弓道場を再整備するため

高橋教育長 交付決定はされているんですか。

富士川社会教育課長 3月29日に交付決定されております。

高橋教育長 それで今年度でいいんですか。

富士川社会教育課長 そうです。

高橋教育長 報告が終わりました。当初は単独事業で考えていたんですが、国の方が補助を付けてくださいました。資料でおわかりのように、他の弓道場に比べれば、簡易なものですので、使用料が難しいですね。使用料の決定にときには、皆さんにお諮りさせていただきます。何か質疑はございますか。

早藤委員 現在の弓道の競技人口はどのぐらいですか。

富士川社会教育課長 体育協会の弓道部員は10人でございます。

高橋教育長 あと潜在的にやっている方もいらっしゃるの、そういう方も戻ってきてくれるといいですね。

富士川社会教育課長 平成25年、弓道場があったときには、27人いらっしゃいました。弓道場がなくなってから、それぞれ小田原などに行っていると聞いております。

高橋教育長 他にございますか。

委員 質問、意見等なし

⑪ 湯河原町ヘルシープラザ外壁タイルの剥落について

高橋教育長 次に、⑪ 湯河原町ヘルシープラザ外壁タイルの剥落について、事務局から報告をお願いします。

富士川社会教育課長 資料11をお願いします。

(資料に基づいて、⑪ 湯河原町ヘルシープラザ外壁タイルの剥落について 報告)

- ・西側中3階部分のタイル2枚が剥落したもの

高橋教育長 カラーコーンのある方にも足場が組んでありますか。

富士川社会教育課長 昨日に警察の許可が出ましたので、明日から組みます。西側については、足場が組めるところは足場、国道側は土木事務所などの許可が必要で、時間がかかるということで、屋上からゴンドラを吊って、調査をいたします。

高橋教育長 何か質疑はございますか。
委員 質問、意見等なし

⑫ 国指定天然記念物「山神の樹叢」について

高橋教育長 次に、⑫ 国指定天然記念物「山神の樹叢」について、事務局から報告をお願いします。

富士川社会教育課長 資料12をお願いします。

(資料に基づいて、⑫ 国指定天然記念物「山神の樹叢」について 報告)

- ・ホルトの樹叢の木が枯れているという連絡があったもの

高橋教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

早藤委員 ここはホルトの木はほとんどないんですよね。

富士川社会教育課長 そうです。細い木があります。

早藤委員 それでも、この樹叢全体としては、指定は解除されてないんですか。

富士川社会教育課長 されておられません。

早藤委員 クスノキというのは、すごく成長が早いから、たとえばここを切ったとしても、また出てくるというのは普通にあることなんです。

高橋教育長 樹木医さんもなかなかお忙しいようです。

富士川社会教育課長 県の中に樹木医の協会のようなものがあり、そちらに対して、どなたか派遣してくださいと連絡をしておりますが、いまのところ連絡はありません。

高橋教育長 植木屋さんが見ると、枯れているんじゃないかなということです。

富士川社会教育課長 樹叢から3mぐらいのところに枝が出ていて、緑色の葉が出ていますので、下の方は大丈夫なのかなと、造園業の方は言っています。樹木医の判断を仰ぎたいと思います。

早藤委員 クスノキは途中で切っても、下から出てきます。

高橋教育長 これから台風の季節なので、倒れたりすると。人への被害はないところだとは思いますがね。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

⑬ 令和元年度湯河原中学校学校評議員の委嘱者について

高橋教育長 次に、⑬ 令和元年度湯河原中学校学校評議員の委嘱者について、事務局から報告をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 資料13をお願いします。

(資料に基づいて、令和元年度湯河原中学校学校評議員の委嘱者について 報告)

- ・湯河原町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条に基づくもの

高橋教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

早藤委員 今回の評議員さんの略歴のところですが、この方は職歴と経歴がありますが、議案第17号の吉浜小学校の評議員さんの方は、経歴だけです。これは統一しないとおかしいと思います。

鈴木学校教育課副課長 統一いたします。

高橋教育長 それは改めてください。

早藤委員 それから、鎌田さんは学区内の自治体関係者となっておりますが、区長連絡協議会からの推薦じゃないんですか。

鈴木学校教育課副課長 中学校からの資料をそのまま記載してしまいましたが、おっしゃるとおりで、区長会からの推薦である可能性が高いので、確認しておきます。

早藤委員 他の人もそうですが、備考欄に「関係者」とするのか、たとえば推薦なのか、その辺きちんとしたものがないと、「関係者」というのは一番わからないと思います。

鈴木学校教育課副課長 確認をいたしまして、記載の仕方を修正させていただきます。

早藤委員 その代表として出ているんだったら、代表者とかそういうふうにした方がいいと思います。

高橋教育長 規則ができましたので、今後はこういう形で報告になるかと思います。他に何かございますか。

委員 質問、意見等なし

⑭ 育鵬社教科書に関する法律家4団体意見書について

高橋教育長 次に、⑭ 育鵬社教科書に関する法律家4団体意見書について、事務局から報告をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 資料14をお願いします。

(資料に基づいて、⑭ 育鵬社教科書に関する法律家4団体意見書について 報告)

- ・湯河原町は東京書籍、新学習指導要領の関係もあり、今年度も同じ教科書を採択する予定

高橋教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

(4) その他

湯河原十景完成記念特別展チラシについて

高橋教育長 次に、(4) その他に入らせていただきます。湯河原十景完成記念特別展チラシについて、事務局から説明をお願いします。

池谷美術館長 お手元にチラシを配布させていただきました。本日から、平松礼二先生の湯河原十景完成記念特別展が始まりました。そちらのチラシと人気投票のリーフレットとなっております。リーフレットは美術館に来館された方と町内の小・中学校の児童・生徒全員に配布しております。

高橋教育長 何か質疑はございますか。

早藤委員 このリーフレットは、横書きなのに、なぜこちら側から開くんですか。

池谷美術館長 この表紙の絵をこちらに持ってきたかったということがあります。広げると、ちょうど1枚の屏風になります。悩んだんですが、反対側に開いても、あまり問題がないかなと思って、このようにさせていただきました。

早藤委員 そういうことならしょうがないかなと思いますが、やはりちょっとおかしいと思います。やはり開きにくいですね。

池谷美術館長 失礼いたしました。

高橋教育長 他に何かございますか。

委員 質問、意見等なし

幼保小外国語活動推進事業について

高橋教育長 次に、幼保小外国語活動推進事業について、事務局から説明をお願いします。

菅沼学校教育課長 来月のスケジュールをお示しさせていただきました。今年度の幼稚園・保育園の4・5歳児の外国語で遊ぶ、歌う等の事業につきまして、6月3日のみやのうえ保育園を皮切りに、スタートさせていただいております。月末になりましたので、そろそろ2回回ったこととなります。2週間に1回、各園を回っておりますので、1カ月に2回程度回っております。7月の予定をお示しさせていただいておりますので、もしご都合がつくようでしたら、どちらでもご覧になっていただきたいと思います。

現在、予定ですが、7月22日のたちばな保育園の5歳児のところに、報道機関に資料提供をさせていただいて、やりたいと考えております。4歳児のお子さん結構元気ですが、1歳違いは大きくて、5歳児の皆さんは大変元気にやっているようです。スタートして1カ月、2回目の終わりぐらいですので、今後、飽きられないように、委託業者さんと一生懸命やっていきたいと思っております。業者さんにつきましては、小田原市などにALTとして入っている、埼玉が本社のボーダーリンクという会社です。中学校と小学校のALTは、インタラックという会社です。本社は関東か東京ですが、横浜に支社というか分社を持っています。こちらは業務委託という形でやっております。3月までということですが、事務局的には、来年度以降も継続的にやっていきたいと思っております。

高橋教育長 ぜひ、足を運んでいただきたいと思っております。特に早藤委員のご提案で、町長にも賛同していただき、予算化いたしました。今年は初年度ということで、まずはスタートと考えております。各園の状況にもよりますが、今後増やせるかどうかはわかりません。何か質疑

はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 その他、何かございますか。

早藤委員 1つ提案があります。図書館や美術館で、夏休みにいろいろな企画があり、子どもたちを集めようということですが、夏休みなので、夜に開催するというのはできないでしょうか。「としょかんたんけん隊」も夜の図書館なら、おもしろそうな気がしますし、美術館も夜の美術館、ナイトミュージアムほど明るくなくて、薄暗い雰囲気というのは、夏休みだからこそ、おもしろいかなと思います。今年は間に合わないと思いますが、こわいお化けの話も、昼間でなく夜にするとか、中高生用でもいいと思います。図書館や美術館に足を運んでもらうのに、時間的なもので、足を運びやすいというものもあるかなと思います。検討していたらと思います。

高橋教育長 夜ですと、必ず保護者の方に送迎をしていただかないといけないので、絶対参加していただけますね。それは課題としてください。他に何かございますか。

小松委員 小学校の給食費の集金のことについては。

鈴木非常勤指導主事 総合教育会議の案件の中の意見交換です。

高橋教育長 他にございますか。

川崎教育指導担当課長 子どもフォーラムについて。前回の定例会で、今年度の子どもフォーラムの計画についてお話をいただき、ご意見をいただきました。もう一度、慶応義塾大学の山田さんと検討させていただきました。参加者についてのご意見をいただきましたので、趣旨や発言内容を変えることはしませんが、参加者の条件は無しにして、いつのタイミングで参加しても、活動ができるという工夫をしていきたいと思っておりますので、そのような形になりますので、ご承知置きください。

日程については、まとまった期間の中で、6回を予定している中で、祝日の開催についてご意見をお伺いしましたが、学校行事等の課題もあり、その調整も難しいところがありましたので、祝日の10月22日については、この間報告させていただいたとおり、その日も実施日ということとしたいと思います。

高橋教育長 そういう形で検討させていただきます。それでは、8月定例会の開催についてですが、8月21日（水）または22日（木）でいかがでしょうか。

早藤委員 22日は教育講演会がありますよ。

高橋教育長 それでは確認しまして、その日がいいですね。22日（木）の午前9時半から開催し、午後は講演会ということになります。

それでは、以上をもちまして、秘密会を除く日程は、すべて終了いたしました。

※ ここから秘密会